平成２５年（フ）第２３１号
兵庫県明石市大久保町西島114番地　ベガハイムⅡ104号、前住所兵庫県明石市大久保町西島497番地の13
債務者　ＹＭ電子こと　荒木百合香
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
神戸市西区池上４丁目９番地の７　305号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の106－204号
債務者　岡崎　友博
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目８番地　78棟305号
債務者　永峰　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
神戸市西区南別府１丁目18番地の11　パールハイツ102号、前住所神戸市西区北別府５丁目20番地の14　サンハイツ２－103号
債務者　安藤　洋之
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目189番地の３ヨーロピアン27番館105号、前住所兵庫県明石市魚住町住吉２丁目21番１号　ウィンドミル住吉101号
債務者　富田三郎こと　夫　　昌三
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
佐賀県唐津市原1223番地１　プリムローズⅢ203号室
債務者　山口佐代美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１１４号
佐賀県唐津市肥前町入野甲402番地
債務者　井上　裕二
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４７６号
大分市賀来南１丁目１番８－203号　アピアスＫａｚｕ参番館、従前の住所大分県速見郡日出町大字大神7241番地２
債務者　神路祇利枝（旧姓広津）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８７号
富山市山室225番地11　ソシアル山室303号
債務者　中福　豊昭
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
長野市三輪５丁目３番0118号
債務者　羽深　幸徳
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
埼玉県比企郡嵐山町大字古里1551番地１
債務者　千野彌壽雄
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０７号
長野市三輪３丁目４番36号　伝田荘Ｄ－２
債務者　小林　寿江
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市字大道151番地２　新地マンション102
債務者　片岡　義明
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５６号
青森県弘前市大字宮地字沢田７番地１
債務者　花田　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２４０号
広島県福山市鞆町後地1145番地
債務者　篠原　秀則
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４５号
広島県福山市山手町５丁目25番６号　エーライン泉Ｂ103
債務者　篠原由利美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係